第4次福井県医療費適正化計画 進捗状況報告

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度（2018年度）	令和元年度（2019年度）	令和2年度（2020年度）	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	2029年度	見解	備考
住民の健康の保持の推進																		
特定健康診査の実施率（%）	39.9	42.0	44.8	45.4	49.1	48.9	51.0	52.6	54.3	55.5	52.8	57.0	58.7	60.3	62.4	70%以上	新規国保加入者、被扶養者等の重点ターゲットを設定するなど効果的な受診勧奨対策を進めていく。保険者協議会では、かかりつけ医からの受診勧奨を継続実施するほか、イベント事業での周知啓発活動を行うなど受診率向上を図っていく。	
特定保健指導の実施率（%）	15.6	18.5	20.6	23.4	22.1	22.5	24.8	22.7	24.6	24.9	25.1	26.1	27.3	28.2	26.9	45%以上	特定健診当日の特定保健指導の定着・拡大や、訪問による特定保健指導の実施の推進を図っていく。また、効果的・効率的な保健指導を行うために、全保険者を対象とした研修会の内容の充実を図るなど、実施率向上に向けた取組みを進めていく。	
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（%）【第2次計画まで】	-3.8	-3.8	-4.9	-5.4	-1.5	-3.0	-5.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
特定保健指導対象者の減少率（%）【第3次計画から】	—	—	—	—	—	23.6	21.5	21.3	19.4	18.5	17.5	19.5	20.2	19.0	—	2008(平成20)年度比25%以上	歩行キャンペーンやショッピングセンターウォーキング等により、県民の運動習慣の定着を進める。また、減塩キャンペーンなどにより、県民の食生活改善も図る。さらに、従業員の健康づくりに取り組む事業所を「ふくい健康づくり実践事業所」として認定し、働き盛り世代の健康づくりを後押ししていく。	
糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者における70歳未満の割合の減少（%）【第3次計画から】	—	—	—	—	—	—	50.3	50.3	41.9	40.9	45.7	43.6	38.3	35.8	41.7	40%	福井県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの円滑な活用に向け、ハイリスク者に対し管理栄養士を派遣し、効果的・継続的な保健指導を実施するなど、市町の重症化予防対策を引き続き支援していく。	出典：「福井県透析施設ネットワークによる調査」
たばこ対策（喫煙率）（%）	—	16.2	—	—	14.0	—	20.9 【20歳代男性：45.5】 【20歳代女性：14.8】	—	—	—	—	—	12.8	12.9	11.2	8% （20歳代男性　10%） （20歳代女性　2%）	喫煙率の高い若い世代に対する禁煙指導や事業所を通じた禁煙対策、非喫煙者への受動喫煙防止対策を引き続き推進していく。	喫煙率8%は2029年度を目標年度としている。
医療の効率的な提供の推進																		
医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮（日）【第2次計画まで】	30.7	30.5	29.8	29.4	28.8	28.3	28.3	27.7	—	—	—	—	—			—		
後発医薬品の使用割合（%）【第3次計画から】	—	—	—	54.0	61.9	67.2	73.2	77.4	80.9	83.1	84.1	83.1	84.9	86.5	91.4	80%以上	保険者および関係機関における取組みの結果、本県において、国の目標である後発医薬品使用割合80%以上を維持することができた。今後も使用促進の取組みを継続して行っていく。	出典：「調剤医療費の動向」（厚生労働省）
医療に要する費用の見通し																		
医療費（億円）	—	2,479	2,504	2,539	2,568	2,635	2,624	2,658	2,689	2,733	2,600	2,719	2,804	2,859	—	適正化前3,200 適正化後3,167	新型コロナウイルスの影響などもあり、令和3年度は目標値の2,817億円を大きく下回る縮減効果となった。引き続き、適正化に資する事業の推進に努めていく。	

注1）平成22年度以降の各データの最新実績値まで記載。都道府県独自に設定している目標は独自に進捗評価を実施。
注2）メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率は、性・年齢階級別に該当者数の割合を算出し、階級毎の人口をかけることで該当者数を算出。
注3）特定保健指導対象者の減少率は、性・年齢階級別に該当者数の割合を算出し、階級毎の人口をかけることで該当者数を算出。
注4）平均在院日数の出典は病院報告であるが、年度単位ではなく年単位の統計のため、表中「平成〇年度」を「平成〇年」と読み替えて記載。